

きほんほう こども基本法

にほん が 1994年 に ねん こ けんりじょうやく ひじゅん さい こくないほう せいび
日本が 1994年に子どもの権利条約を批准した際、国内法の整備までは
おこな われませんでした。その後、ご じどうぎやくたいつうほう きゅうぞう じさつ
行われませんでした。その後、児童虐待通報が急増し、いじめ、自殺、
ふとうこう しんこくか こ ico 生きづらい世の中になっ てきたにもかかわら
不登校の深刻化など、子どもが生きづらい世の中になっ てきたにもかかわら
にほん こ にか か ばめん こ けんり まも
ず、日本には子どもに関わるあらゆる場面で、子どもの権利が守られるべき
さだ きほん ほうりつ
と定める基本の法律がありませんでした。

こ しゃかい ちゅうしん す つね こ さいぜん りえき ゆうせん かんが
子どもを社会の中心に据え、常に子どもの最善の利益を優先して考える
しゃかい
社会にしていくために、「こども基本法」の制定が強く求められることにな
りました。



きほんほう こども基本法

こどもの生命や幸せに暮らす権利を守るためには、国や自治体はもとより、すべての大人が子どものための取り組みを考え、子どもの意見を聞いて反映させ、実行していくことが大切にされなければなりません。



これを実現するため、2022年6月「こども基本法」が制定されました。

【こども基本法の目的】

ひとりひとりと大切になれ、人権を守られ、差別されない。

愛されながら、きちんと育てられ、幸せになる権利を守られる。

教育を受ける機会を平等に与えられる。

自分に直接かわる全ての事柄について、意見を言う機会が与えられる。

意見を大事になれ、子どもにとって何が一番良いかが大切にされる。

「こども基本法」は、子どもを権利の主体者としてとらえ、子どもを取

り巻く問題解決に向けて取り組みを推進する大切な法律です。

